

和遊協 第 51号  
2026年 2月 5日

各組合員 様

和歌山県遊技業協同組合  
理事長 金 貴 如

### 従業員の公民権行使に対する対応について（お知らせ）

このことについては、全日本遊技事業協同組合連合会から、2026年2月8日執行される第51回衆議院議員総選挙に関し、

労働基準法第7条で、

使用者に対し、労働者から公民権を行使するため、または公の職務を執行するために必要な時間を請求された場合に、拒否することを禁止しており、これを拒んだ場合には罰則が科せられます。

したがって、

傘下組合員ホールに対し、

従業員が適切に公民権を行使（投票）できるよう勤務時間等について配慮していただくよう周知をお願いいたします。

と通知がありましたので、お知らせします。

#### 【別添文書】

「従業員の公民権行使に対する対応について」  
(2026年2月5日付け 全日遊連発第317号)

この担当 和歌山県遊技業協同組合  
事務局 中島専務理事 丸山事務局長  
電話番号 073-423-0294  
E-mail: shibu@wayukyo.jp

全日遊連発第317号  
2026年2月5日

各都道府県遊協（連）  
理事長 殿

全日本遊技事業協同組合連合会  
理事長 阿部 恭久



### 従業員の公民権行使に対する対応について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、2026年2月8日（日）に第51回衆議院議員総選挙が執行（投票）されますが、選挙に関しては労働基準法第7条で、使用者に対し、労働者から公民権を行使するため、または公の職務を執行するために必要な時間を請求された場合に、拒否することを禁止しており、これを拒んだ場合には罰則が科せられます。

したがって、各都道府県組合にあっては、傘下組合員ホールに対し、従業員が適切に公民権を行使（投票）できるよう勤務時間等について配慮していただくよう周知をお願いいたします。

本件に関する問合せは、松谷事務局長までお願いします。